

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例に関する資料

1 給料を減額する特例措置（附則第18項）の改正内容

		6級 (課長補佐級)	7級 (課長級)	8級 (部長級)
減額割合	改定前	2.0%	2.5%	2.5%
	改定後	1.0%	2.0%	2.0%

2 対象職員数及び平均年齢

(令和6年1月1日現在)

	6級	7級	8級
対象職員数	67人	77人	13人
平均年齢	50.6歳	53.8歳	58.5歳

3 給料を減額する特例措置の経緯

平成22年度	2級以上について2%の減額措置を開始
平成25年度	5級を3%、6級及び7級を3.5%に減額割合引上げ
平成27年度	7級制から8級制への移行（1級を1級・2級に分割）に伴い、減額対象職員を2級以上から3級以上に整理
令和元年度	3級の減額割合を2%から1.5%に引下げ
令和4年度	3級及び4級の減額措置を撤廃
令和5年度	5級の減額措置を撤廃 6級を2%、7級及び8級を2.5%に減額割合引下げ

4 ラスパイレス指数及び県内順位

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
104.2	102.5	102.7	111.6	111.1	102.7	101.7
1位	11位	10位	6位	7位	6位	6位
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
101.1	101.3	100.8	100.9	99.5	99.3	98.8
17位	16位	28位	19位	34位	41位	44位